|  |
| --- |
| **介護保険住宅改修利用の手引き** |
| **令和４年２月版** |

|  |
| --- |
| **千歳市役所高齢者支援課介護保険係** |

1. **はじめに**

住宅改修とは、介護を必要とする方が住み慣れた自宅で安全に生活できるように、生活の動線上にある障害を取り除くための小規模な改修を行った場合、申請により介護保険の給付を受けられる制度です。

（介護保険法施行規則第74条）

居宅介護住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要介護被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。

（平成10年８月24日　第14回医療保険福祉審議会　「住宅改修の範囲の考え方について」より）

２ 介護保険制度における住宅改修費給付の基本的考え方

（１）在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。

（２）一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとならざるを得ない。

1. **住宅改修を申請できる対象者**

千歳市において介護保険の要介護又は要支援の認定を受けており、居宅において生活をしている方が対象です。（介護保険施設入所中の方や、病院に入院中の方は原則利用できません。※P7⑶参照

また、現に居住している住宅（介護保険被保険者証に記載の住所地）に対してのみ住宅改修を行うことができます。※P７⑷参照

**３．対象となる住宅改修の種類**

住宅改修費の支給対象となる工事の種類は、次のとおりです。

1. 手すりの取り付け

廊下、トイレ、浴室、玄関から道路までの通路等に、転倒の予防や移動・移乗のために手すりを設置する工事です。

なお、取付けに際し工事を伴わない手すりについては福祉用具とみなされ、住宅改修には該当しません。

また、階段等は原則片側のみを支給対象としていますが、利用者の身体状況の理由によっては両側の取り付けについても対象とします。

1. 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の段差や、玄関から道路までの通路の段差を解消するために、敷居を低くする工事や、スロープの設置、浴室の床のかさ上げ等の工事が該当します。

なお、福祉用具貸与に該当する「スロープ」や、福祉用具購入に該当する「浴室内すのこ」は除かれます。また、昇降機、リフト、段差解消機等、動力により床段差を解消する機器を設置する工事は対象となりません。

1. 滑り防止及び移動の円滑等のための床又は通路面の材料の変更

居室を畳敷から板製床材やビニール系床材等へ変更する工事や、階段に滑り止めカーペットを取付けたり、浴室を滑りにくい床材へ変更したりする工事が該当します。また、屋外通路面では滑りにくい舗装材への変更等が該当します。

1. 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替える等の工事が該当します。扉全体の取り替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

なお、引き戸への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれには含まれず、動力部分の費用相当額は、給付の対象にはなりません。

1. 洋式便器等への便器の取替え

一般的に和式便器を洋式便器に取り替える工事が該当します。洋式便座の向きを変える工事も身体状況によっては対象になります。なお、福祉用具購入に該当する「腰掛便座」の設置は対象とはなりません。

1. その他上記①～⑤の住宅改修に付帯して必要になる住宅改修

その他上記の住宅改修に付帯して必要になる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられます。

* 1. 手すりの取付け：手すりの取付けのための壁の下地補強など
	2. 段差の消解：浴室の床段差解消に伴う給排水設備工事など
	3. 床又は通路面の素材の変更：床材変更のための下地補強や根太補強、通路面素材変更のための路盤整備など
	4. 引き戸等への扉の替取：扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事など
	5. 便器の取替え：便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）など

**４．住宅改修の保険給付額**

介護保険の住宅改修支給額には支給限度基準額が設定されており、認定の区分にかかわらず２０万円まで申請することができます。そのうち、９割の１８万円（自己負担額が２割の方は１６万円、３割方はの１４万円）が市より介護保険で給付され、利用者自己負担は２万円（自己負担額が２割の方は４万円、３割の方は６万円）となります。

なお、住宅改修の費用が、介護保険の支給限度額２０万円を越える場合、その部分については全額自己負担となります。

ただし、介護の必要の程度を図るめやす（段階）が３段階以上あがった場合や、転居した場合は、例外があります。（施行規則第76条、厚生省告示第39号）

1. 改修費用が15万円のとき

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 |  | 支給限度額　20万円 | 　 |
| 　 |  |  |  |  | 　 |
| 保険給付額（９割）　13.5万円 | 自己負担額(１割)1.5万円 | 　 |

【例２】改修費用が25万円のとき

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 |  | 支給限度額　20万円 | 　 | 　 |
| 　 |  |  |  |  | 　 | 　 |
| 保険給付額（９割）　18万円 | 自己負担額 |
| (１割)２万円 | ＋５万円 |

※20万円は数回に分けて利用することもできます。

※市内転居を行った場合や要介護度が３段階以上上がった場合、再度20万円を利用できます。（居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について　平成12年３月８日老企第42号より）

【参考】三段階リセット早見表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要支援１ | → | 要介護３以上 |
| 要支援２ | → | 要介護４以上 |
| 要介護１ |
| 要介護２ | → | 要介護５以上 |

**５　手続きの流れ**

|  |
| --- |
| 1. 介護認定係へ要介護認定を申請し、要介護認定を受ける。
 |
|  | ↓ |  |
| ②　居宅介護支援事業者等に「住宅改修が必要な理由書」の作成を依頼する。※ケアプランを作成依頼している場合は担当のケアマネージャーに相談してください。 |
|  | ↓ |  |
| ③　本人・家族・ケアマネージャー・工事業者等で住宅改修の内容を検討する。 |
|  | ↓ |  |
| ④　事前申請に必要な書類を用意する。（改修前の日付入り写真を撮っておく等） |
| ↓ |  | ↓ |
| ○受領委任払いの場合※受領委任払いとは、改修費用のうち利用者負担分のみを工事業者に支払い、介護給付分を後日工事業者に対して支払う方法です。なお、工事業者は市に事前に受領委任払業者としての認定を受けている必要があります。 |  | ○償還払いの場合※償還払いとは、改修費用を申請者様ご自身で全額お支払いただいた後、後日保険給付分を支給する方法です。 |
| ↓ |  | ↓ |
| ⑤　工事業者に受領委任払いの申し出をし、「住宅改修費支給申請書（受領委任払用）」を作成する。 |  | ⑤「住宅改修費支給申請書（償還）」を作成する。 |
| ↓ |  | ↓ |
| ⑥　介護保険係に事前申請の書類を提出する（事前申請時の添付書類については次ページを参照してください。）。**注：事前申請の行われていない住宅改修については、保険給付の対象となりません。** |
|  | ↓ |  |
| ⑦　介護保険係で申請を承認しましたら、結果通知書を送付いたします。これがお手元に届きましたら、工事を開始してください。 |
|  | ↓ |  |
| ⑧　工事業者へ支払いを行い、介護保険係へ完了報告を提出する（完了報告時の添付書類については○ページを参照してください。） |
|  | ↓ |  |
| ⑨　介護保険係で提出書類の内容等を審査した後、決定通知を送付する。なお、介護給付費は決定通知書の送付から約一か月後にお支払いいたします。 |

**６　事前申請（工事着工前）に必要な書類**

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | 留意事項 |
| １ | 千歳市介護保険居宅介護(介護予防）住宅改修費支給申請書 | ①償還払いと受領委任払いで様式が異なりますのでそれぞれ対応する申請書を使用してください。なお、償還の場合振込口座は基本的には被保険者本人の口座になると思いますが、本人以外の口座をご希望の場合は、受領委任払いの申請書を使用していただき、委任欄にご記入の上提出してください。 |
| ２ | 千歳市介護保険居宅介護(介護予防）住宅改修費　内容確認書 | ①該当する住宅改修の種類の欄に予定されている工事数を記載してください。審査の際に実際に該当する工事数を介護保険係で記載いたしますので、右の該当欄には記入しないでください。 |
| ３ | 工事費見積書 | ①工賃と材料費を適切に区分してください。②材料費については、材質・サイズなどの規格や数量、単価など可能な限り詳細を記載してください。また、既製品を利用する場合はカタログを添付してください。③住宅改修の種類を明記してください。④改修予定平面図を添付してください。※具体例は後の様式集及び記載例を参照してください。 |
| ４ | 改修前の写真 | ①**日付入り**のカラー写真であること。（カメラに日付機能がない場合は、黒板等を利用して写真の中に日付を入れてください。）②段差の解消工事の場合は、改修前の段差が明らかにわかるように撮影する。（メジャーを当てて撮影）③改修予定個所のすべての写真を用意してください。（改修予定部分の内容が分かるよう写真上で示してください。） |
| ５ | 住宅改修が必要な理由書 | ①原則被保険者が契約する居宅介護支援事業所等に所属するケアマネージャーに作成を依頼してください。②居宅介護支援事業所等と契約していない場合は、任意の居宅介護支援事業所等に依頼してください。 |
| 6 | 本人確認書類の写し | 写真あり（運転免許証、マイナンバーカード等）であれば１点、写真なし（介護保険証、負担割合証等）であれば２点添付してください。 |
| 7 | ※住宅改修の承諾書 | 被保険者本人以外の方が、住宅の所有者である場合、所有者の承諾書が必要になります。 |
| 8 | ※居宅介護(介護予防)サービス支援計画書 | ①居宅サービス計画書（第２表）の写し②介護予防サービス費支援計画表の写し※ケアプランのある方は原則必須です。 |

**７　工事完了後に必要な書類**

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | 留意事項 |
| １ | 千歳市介護保険居宅介護(介護予防）住宅改修費完了報告書 | ①着工日、完成日、改修費用を忘れずに記入してください。②あくまで工事完了の報告なので報告年月日は完成日の後の日付になります。また、施設入所（病院に入院）中の方で、退所（退院）後の準備のため特別に着工を認められている場合は、在宅復帰した日以降に提出してください。 |
| ２ | 領収書 | ①あて名は被保険者本人か確認してください。②原本を提出してください。③受領委任払いの場合は、利用者負担分の金額であることを確認してください。 |
| ３ | 改修後の写真 | 1. **日付入り**のカラー写真であること。（カメラに日付機能がない場合は、黒板等を利用して写真の中に日付を入れてください。）
2. 段差の解消工事の場合は、改修前の段差が明らかにわかるように撮影する。（メジャーを当てて撮影）
3. 改修予定個所のすべての写真を用意してください。（改修予定部分の内容が分かるよう写真上で示してください。）
4. 住宅改修前・改修後を比較できる写真を添付してください。

【ポイント】・改修前と同じ構図になるように写真を撮影する。・段差解消工事の場合は、段差が明らかにわかるよう改修個所全体の写真と段差にメジャーを当てた様子のわかる写真を２枚添付する。・２階へ続く階段など一枚で入りきらない場合は複数枚にわたってもよい。※具体例は後の様式集及び記載例を参照してください。 |
| ４ | ※工事費内訳書 | ※見積書と同じ内容である場合は不要です。 |

**８　留意事項**

1. 支給対象外の住宅改修について

住宅の新築や増改築、又は改修の理由が単なる老朽化や器具の故障等の場合は支給対象になりません。

1. 介護認定申請中、入所・入院中に行う住宅改修の事前申請について

　住宅改修費の介護給付を受けるためには要介護認定を受けている必要があります。そのため事前申請を行う際には認定を持っていることが望ましいですが、緊急を要する場合に限り認定申請中でも事前申請を行うことができます。ただし認定結果が非該当になった場合は介護給付をすることができないため**全額自己負担になります。**

1. 入所・入院中に行う住宅改修の事前申請について

　住宅改修は居宅において行われる必要があるため、入所・入院中の方は原則事前申請することができませんが、退所・退院日が確定している場合は事前申請を受け付けることができます。ただし、退所・退院ができなかった場合は**全額自己負担になります。**

1. 一時的に身を寄せている住宅の改修について

住宅改修費は介護保険の保険証に記載されている住所地において工事がなされたときに支給対象となります。したがって一時的に居住するための居所地で改修する場合は支給対象になりません。

1. 家族等が業者を介さず自ら行う住宅改修について

　被保険者が自分で材料を購入し、本人または家族等によって住宅改修が行われた場合は、材料費のみが支給対象となります。

1. 見積もりについて

　居宅介護（予防）サービス計画を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当者様は、**複数の事業所から見積もり**を取るよう、利用者に説明するようにしてください。（平成30年７月13日　介護保険最新情報Vol.664参照）

**９．各種様式一覧**

・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費 支給申請書（償還払い用） Ｐ９

・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費 支給申請書（受領委任払い） Ｐ10

・千歳市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費　内容確認書 Ｐ11

・住宅改修が必要な理由書 Ｐ12～

・工事費見積書・内訳書・平面図・添付写真（例） Ｐ18～

・住宅改修の承諾書 Ｐ24

・介護保険住宅改修工事変更届 Ｐ25

・介護保険住宅改修中止更届 Ｐ26

・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費　完了報告書 Ｐ27

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ被保険者氏名 |  | 保険者番号 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  | 被保険者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日　 | 性別 | 男 ・ 女 |
| 住所 | 〒電話番号　　　（　　　）　　　　　 |
| 住宅の所有者 | 本人との関係（　　　　　　　）　　 |
| 改修の内容、箇所及び規模 |  | 業者名 |  |
|  | 着工日 | 年　　月　　日　 |
|  | 完成日 | 年　　月　　日　 |
| 改修費用 | 円　　　　　　　　　　 |
| 口座振替依頼欄 | 銀行信用金庫信用組合 | 本　　店支　　 | 種目 | 口座番号 |
| １普通預金２当座預金３その他 |  |  |  |  |  |  |  |
| 金融機関コード | 店舗コード |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ口座名義人 |  |
|  |
| 　千歳市長　　　　　様　上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。　　　　　年　　月　　日　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　（　　　）　　　　　　　申請者　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　本人との関係 |

　注意　１　この申請書の裏面に、領収証及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、完成後の状態が確認できる書類等を添付してください。

　　　　２　改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

　※以下は記入しないでください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 領収書確認欄 | 改修状況確認欄 |  | 決　　裁 | 課 長 | 係 長 | 係 | 保険給付額　　 |
|  |  |  |  |  |  | 円 |

**千歳市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ被保険者氏名 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |
| 被保険者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|
|  | 明・大・昭 年 月 日 | 性 別  | 男 ・ 女 |
| 住 所 | 〒  電話番号 （ ）  |
| 住宅の所有者 | 本人との関係（ ） |
| 改修の内容、箇所及び規模 |  |
|  |  円 | 着工予定月 | 　　　　年　　　月 |
|  | 銀行信用金庫信用組合 |  本店 支 | 種目 | 口座番号 |
| １普通預金２当座預金３その他 |  |  |  |  |  |  |  |
| 金融機関コード | 店舗コード |
|  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ口座名義人 |  |
|  |
| 千 歳 市 長 様 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。　　　また、施工事業者等に対して当該申請に係る情報を提供することに同意します。 　　　 年 月 日 　　住所 電話番号 （ ）  被保険者 　　氏名  |
|  |
|  当該申請書に基づく居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領に関する権限を次のとおり委任します。  　　　 年 月 日 住所 電話番号 （ ） 委任者 氏名  事業者所在地  受任者 事業者名 電話番号 （ ） 代表者職氏名 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費を上記口座に振り込み願います。 |

 注意 　この申請書に、関係書類等を添付してください。

 ※以下は、記入しないでください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 領収書確認欄 | 改修状況確認欄(写真) |  | 決 裁 | 課長 | 係長 | 係 | 保険給付額(　割) |
|  |  |  |  |  | 円 |



住宅改修が必要な理由書　 (P1)

＜基本情報＞

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者 | 被保険者番　　号 |  | 年齢 | 歳 | 生年月日 | 明治･大正･昭和年 月 日 | 性別 | 囗 男囗 女 |  | 作成者 | 現地確認日 | 　　　 年 　月 　日 | 作成日 | 　　　年 　 月 　日 |
| 被保険者氏　　名 |  | 要介護認定(該当に○) | 要支援 | 要介護 | 所属事業所 |  |
| １ ・ ２ | １ ・ ２ ・ ３ ・ ４ ・ ５ | 資格 | ※１ |  |
| 住　　所 |  | 氏　名 |  |
| 連絡先 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※１ 作成者が介護支援専門員でないとき

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 保険者 | 確 認 日 | 　　　　 年 　月 　日 | 評価欄 |  |
| 氏　　名 |  |

＜総合的状況＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用者の身体状況 |  | 福祉用具の利用状況と住宅 |
| 改修後の想定 | 改修前 | 改修後 |
| ●車いす●特殊寝台●床ずれ防止用具●体位変換器●手すり●スロープ●歩行器●歩行補助つえ●認知症老人徘徊感知機器●移動用リフト●腰掛便座●特殊尿器●入浴補助用具●簡易浴槽 | 囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗 | 囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗 |
| 介　護　状　況 |  |
| 住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか |  |
| ●その他・　　　　　　　　　　　　 ・　　　　　　　　　　　　・　　　　　　　　　　　　・　　　　　　　　　　　　 | 囗囗囗 | 囗囗囗 |

住宅改修が必要な理由書　 (P2)

＜P1の｢総合的状況｣を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目 を具体的に記入してください。＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 活動 | ① 改善をしようとしている生活動作 | ② ①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください | ③ 改修目的･期待効果をチェックしたうえで、改修のコメント(…することで…が改善できる)を記入してください | ④ 改修項目(改修箇所) |
| 排泄 | 囗 トイレまでの移動囗 トイレ出入口の出入(扉の開閉を含む)囗 便器からの立ち座り(移乗を含む)囗 衣服の着脱囗 排泄時の姿勢保持囗 後始末囗 その他(　　　　　　　　　　　) |  | 囗 できなかったことをできるようにする囗 転倒等の防止、安全の確保囗 動作の容易性の確保囗 利用者の精神的負担や不安の軽減囗 介護者の負担の軽減囗 その他(　　　　　　　　　　　) |  | 囗 手すりの取付け　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)囗 段差の解消　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)囗 引き戸等への扉の取替え　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)囗 便器の取替え　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)囗 滑り防止等のための床材の変更　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)囗 その他　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 入浴 | 囗 浴室までの移動囗 衣服の着脱囗 浴室出入口の出入(扉の開閉含む)囗 浴室内での移動(立ち座りを含む)囗 洗い場での姿勢保持(洗体･洗髪含む)囗 浴槽の出入(立ち座りを含む)囗 浴槽内での姿勢保持囗 その他(　　　　　　　　　　　) |  | 囗 できなかったことをできるようにする囗 転倒等の防止、安全の確保囗 動作の容易性の確保囗 利用者の精神的負担や不安の軽減囗 介護者の負担の軽減囗 その他(　　　　　　　　　　　) |  |
| 外出 | 囗 出入口までの屋内移動囗 上がりがまちの昇降囗 車いす等、装具の着脱囗 履物の着脱囗 出入口の出入(扉の開閉を含む)囗 出入口から敷地外までの屋外移動囗 その他(　　　　　　　　　　　) |  | 囗 できなかったことをできるようにする囗 転倒等の防止、安全の確保囗 動作の容易性の確保囗 利用者の精神的負担や不安の軽減囗 介護者の負担の軽減囗 その他(　　　　　　　　　　　) |  |
| その他の活動 |  |  | 囗 できなかったことをできるようにする囗 転倒等の防止、安全の確保囗 動作の容易性の確保囗 利用者の精神的負担や不安の軽減囗 介護者の負担の軽減囗 その他(　　　　　　　　　　　) |  |

**住宅改修が必要な理由書　 (P1)【記述内容】**

＜基本情報＞

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者 | 被保険者番　　号 | ００００１２３４５６ | 年齢 | ○○歳 | 生年月日 | 明治･大正･昭和○年 ○月 ○日 | 性別 | 囗 男☑ 女 |  | 作成者 | 現地確認日 | 　　○年○月○日 | 作成日 | 　　○年○月○日 |
| 被保険者氏　　名 | 介護　花子 | 要介護認定(該当に○) | 要支援 | 要介護 | 所属事業所 | ○○介護支援事業所 |
| １ ・ ２ | １ ・ ２ ・ ３ ・ ４ ・ ５ | 資格 | ※１ |  |
| 住　　所 | 〒066-8686千歳市東雲町２丁目34番地 | 氏　名 | ○○　○○ |
| 連絡先 | 000-0000-0000 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※１ 作成者が介護支援専門員でないとき

・福祉用具の利用状況とともに、改修後、利用が予想される福祉用具をレ点チェックする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 保険者 | 確 認 日 | 　　　　 年 　月 　日 | 評価欄 |  |
| 氏　　名 |  |

＜総合的状況＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用者の身体状況 | ・立ち上がりやバランスの保持、移動といった生活動作に関する身体状況を記述する。・屋内の移動方法（捕まらないで歩ける、つたい歩き、杖や歩行器利用等）は必ず記述する。・さらに、屋外に関する改修をする場合は、屋外の移動方法も必ず記述する。 | 福祉用具の利用状況と住宅 |
| 改修後の想定 | 改修前 | 改修後 |
| ●車いす●特殊寝台●床ずれ防止用具●体位変換器●手すり●スロープ●歩行器●歩行補助つえ●認知症老人徘徊感知機器●移動用リフト●腰掛便座●特殊尿器●入浴補助用具●簡易浴槽 | 囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗 | 囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗 |
| 介　護　状　況 | ・各種介護サービスだけでなく、家族の介護も含めた介護状況を記述する。・見守り程度の状況であっても、その内容を記述する。 |
| 住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか | ・「その他」欄には、住宅改修に関連した介護給付対象外の福祉用具を記入する。・利用者や家族が住宅改修によって現在の暮らしをどのように変えたいのか、あるいは継続していきたいのかを、専門職の判断も踏まえたうえで、客観的・総合的に記述する。・これまでの生活歴を踏まえ、利用者はどのような社会参加をしていきたいのかを記述する。・具体的な改修方針や改修項目は次頁に記述する。 |
| ●その他・　　　　　　　　　　　　 ・　　　　　　　　　　　　・　　　　　　　　　　　　・　　　　　　　　　　　　 | 囗囗囗 | 囗囗囗 |

**住宅改修が必要な理由書　 (P2)【記述内容】**

＜P1の｢総合的状況｣を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目 を具体的に記入してください。＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 活動 | ① 改善をしようとしている生活動作 | ② ①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください | ③ 改修目的･期待効果をチェックしたうえで、改修のコメント(…することで…が改善できる)を記入してください | 1. 改修項目(改修箇所)
 |
| 排泄 | ☑ トイレまでの移動・改善しようとしている具体的動作についてレ点チェックをする。・今回改修の対象ではない項目にはチェックの必要はない。・入浴・排泄・外出活動に関連しての、浴室・トイレ・玄関までの移動については各活動の欄にレ点チェックする。（ただし、この場合の移動についての、排泄・入浴・外出・その他各活動に共通する内容は、②において、各活動の欄に重複して記述する必要はない。）囗 トイレ出入口の出入(扉の開閉を含む)☑ 便器からの立ち座り(移乗を含む)囗 衣服の着脱囗 排泄時の姿勢保持囗 後始末囗 その他(　　　　　　　　　　　) |  | ☑ できなかったことをできるようにする・①②を記入し、現状の問題点を踏まえた上で、改修目的の項目のうち、あてはまるものすべてにレ点チェックする。☑ 転倒等の防止、安全の確保☑ 動作の容易性の確保囗 利用者の精神的負担や不安の軽減☑ 介護者の負担の軽減囗 その他(　　　　　　　　　　　) | ●各活動の困難事項を改善するために、どのような改修を行うのか、その方針を記述する。・改善方法は「～を作る」「～のよう工夫する」「～を確保する」などの表現でもよい。・段差解消の場合は、「敷居撤去」「かさあげ」「敷台設置」などのように具体的に記述する。・一つの改修項目が複数の目的のために行われる場合はまとめて記述してもよい。・具体的手段については利用者や家族はもちろん、住宅改修の専門家（リハビリテーション技術者や建築業者）と一緒に考えることが望ましい。 | ☑ 手すりの取付け　(　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　)・検討の結果決定された改修内容の項目をレ点チェックする。・「その他」の欄には必要に応じて付帯工事を記述する。・場所だけではなく、「手すり」であれば「便器横側面」等その取り付け位置や寸法等も具体的に記述するとなおよい。☑ 段差の解消　(　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　)囗 引き戸等への扉の取替え　(　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　)囗 便器の取替え　(　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　)囗 滑り防止等のための床材の変更　(　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　)囗 その他　(　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 入浴 | ☑ 浴室までの移動囗 衣服の着脱囗 浴室出入口の出入(扉の開閉含む)☑ 浴室内での移動(立ち座りを含む)囗 洗い場での姿勢保持(洗体･洗髪含む)☑ 浴槽の出入(立ち座りを含む)囗 浴槽内での姿勢保持囗 その他(　　　　　　　　　　　) |  | ☑ できなかったことをできるようにする☑ 転倒等の防止、安全の確保囗 動作の容易性の確保囗 利用者の精神的負担や不安の軽減☑ 介護者の負担の軽減囗 その他(　　　　　　　　　　　) | ●生活動作で困っていること、問題点について、その状況や介護の現状を具体的に記述する。・本当は…したいのだが、実際には…しかできないので、…について困っているというように具体的に記述する。・「動作」のレベル（例えば、「立ち上がる」「歩く」「またぐ」など）で、それがどのように困難なのか具体的に記述する。・生活のどの場面、どの動作が利用者・介護者にとって大変なのか、動作の流れに沿って見極めること。寝たきりならば「座位が保てるか」、歩行ができれば「段差を超えられるか」などについても確認する。 |
| 外出 | 囗 出入口までの屋内移動囗 上がりがまちの昇降囗 車いす等、装具の着脱囗 履物の着脱囗 出入口の出入(扉の開閉を含む)囗 出入口から敷地外までの屋外移動囗 その他(　　　　　　　　　　　) |  | 囗 できなかったことをできるようにする囗 転倒等の防止、安全の確保囗 動作の容易性の確保囗 利用者の精神的負担や不安の軽減囗 介護者の負担の軽減囗 その他(　　　　　　　　　　　) |  |
| その他の活動 | 調理・「その他の活動」の欄には「排泄」「入浴」「外出」以外の活動の生活動作を記述する。（例えば「調理：台所での移動」や「洗濯：洗濯物の取り出し」など）　台所での移動、姿勢保持 |  | 囗 できなかったことをできるようにする☑ 転倒等の防止、安全の確保☑ 動作の容易性の確保囗 利用者の精神的負担や不安の軽減囗 介護者の負担の軽減囗 その他(　　　　　　　　　　　) |  |

**住宅改修が必要な理由書　 (P1)【記入例】**

＜基本情報＞

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者 | 被保険者番　　号 | ００００１２３４５６ | 年齢 | ○○歳 | 生年月日 | 明治･大正･昭和○年 ○月 ○日 | 性別 | 囗 男☑ 女 |  | 作成者 | 現地確認日 | 令和○年○月○日 | 作成日 | 令和○年○月○日 |
| 被保険者氏　　名 | 介護　花子 | 要介護認定(該当に○) | 要支援 | 要介護 | 所属事業所 | ○○介護支援事業所 |
| １ ・ ２ | １ ・ ２ ・ ３ ・ ４ ・ ５ | 資格 | ※１ |  |
| 住　　所 | 〒066-8686千歳市東雲町２丁目34番地 | 氏　名 | ○○　○○ |
| 連絡先 | 000-0000-0000 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※１ 作成者が介護支援専門員でないとき

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 保険者 | 確 認 日 | 　　　　 年 　月 　日 | 評価欄 |  |
| 氏　　名 |  |

＜総合的状況＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用者の身体状況 | 右大腿骨頸部骨折により人工骨頭置換術後。令和元年６月に廊下で転倒し入院。人工骨頭置換術後、６月30日に退院。室内では杖でゆっくりではあるが歩行可能。ただし見守りが必要。屋外では車いすを使用。 | 福祉用具の利用状況と住宅 |
| 改修後の想定 | 改修前 | 改修後 |
| ●車いす●特殊寝台●床ずれ防止用具●体位変換器●手すり●スロープ●歩行器●歩行補助つえ●認知症老人徘徊感知機器●移動用リフト●腰掛便座●特殊尿器●入浴補助用具●簡易浴槽 | 囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗 | 囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗囗 |
| 介　護　状　況 | 骨折前より長男夫婦と同居しており、排せつと入浴の介助については主に長男の妻が行っている。日中は本人しかいないときもある。 |
| 住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか | 長男の妻の介助と見守りにより何とか生活できているが、生活動作や家事（調理）なども含め自分でできることは自分で行っていきたいとの思いを支援していく。家屋が古く段差が多いために、住宅改修を行い、安全に生活できるようにしていく。玄関ではすでに手すりと踏み台があり、１人で上がり框の昇降ができるので、今回は排せつと入浴動作について改善したい。できれば毎日お風呂に入りたい。 |
| ●その他・　　　　　　　　　　　　 ・　　　　　　　　　　　　・　　　　　　　　　　　　・　　　　　　　　　　　　 | 囗囗囗 | 囗囗囗 |

**住宅改修が必要な理由書　 (P2)【記入例】**

＜P1の｢総合的状況｣を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目 を具体的に記入してください。＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 活動 | ① 改善をしようとしている生活動作 | ② ①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください | ③ 改修目的･期待効果をチェックしたうえで、改修のコメント(…することで…が改善できる)を記入してください | 1. 改修項目(改修箇所)
 |
| 排泄 | ☑ トイレまでの移動囗 トイレ出入口の出入(扉の開閉を含む)☑ 便器からの立ち座り(移乗を含む)囗 衣服の着脱囗 排泄時の姿勢保持囗 後始末囗 その他(　　　　　　　　　　　) | 居室からトイレの移動は杖歩行だが杖を立てかける適切な場所がなく、また、歩行バランスも若干不安定で「見守り」が必要。便座からの立ち上がりの際に、支持するところがないため介助が必要。 | ☑ できなかったことをできるようにする☑ 転倒等の防止、安全の確保☑ 動作の容易性の確保囗 利用者の精神的負担や不安の軽減☑ 介護者の負担の軽減囗 その他(　　　　　　　　　　　) | 居室からトイレまで連続した手すりを設置することで、廊下の移動が１人（「見守り」なし）で行えるようになる。トイレ内に手すりを設置することにより１人で立ち上がれるようになる。 | ☑ 手すりの取付け(トイレ　１か所　　　　　　　　　　　　)　(浴室　　１か所　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)☑ 段差の解消(台所　　１か所　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)囗 引き戸等への扉の取替え　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)囗 便器の取替え　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)囗 滑り防止等のための床材の変更　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)囗 その他　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 入浴 | ☑ 浴室までの移動囗 衣服の着脱囗 浴室出入口の出入(扉の開閉含む)☑ 浴室内での移動(立ち座りを含む)囗 洗い場での姿勢保持(洗体･洗髪含む)☑ 浴槽の出入(立ち座りを含む)囗 浴槽内での姿勢保持囗 その他(　　　　　　　　　　　) | 居室から浴室への移動は「排泄」に同じ。浴室内では杖は使えず、つかまる場所がないため、移動に不安がある。浴槽の50cmの縁を一人でまたぐことができず、介助を必要としている。 | ☑ できなかったことをできるようにする☑ 転倒等の防止、安全の確保囗 動作の容易性の確保囗 利用者の精神的負担や不安の軽減☑ 介護者の負担の軽減囗 その他(　　　　　　　　　　　) | 居室から浴室の導線は「排泄」に同じ。浴室内での移動の安全を確保するために、移動の経路に手すりを設置。浴槽を浅いものに取替え、バスボードを併用することにより１人で浴槽への出入りを行えるようにする。 |
| 外出 | 囗 出入口までの屋内移動囗 上がりがまちの昇降囗 車いす等、装具の着脱囗 履物の着脱囗 出入口の出入(扉の開閉を含む)囗 出入口から敷地外までの屋外移動囗 その他(　　　　　　　　　　　) |  | 囗 できなかったことをできるようにする囗 転倒等の防止、安全の確保囗 動作の容易性の確保囗 利用者の精神的負担や不安の軽減囗 介護者の負担の軽減囗 その他(　　　　　　　　　　　) |  |
| その他の活動 | 調理　台所での移動、姿勢保持 | 台所への移動は杖で何とか行けているが、調理は杖なしで長時間立位作業をしなければならず、現状では困難を極める。 | 囗 できなかったことをできるようにする☑ 転倒等の防止、安全の確保☑ 動作の容易性の確保囗 利用者の精神的負担や不安の軽減囗 介護者の負担の軽減囗 その他(　　　　　　　　　　　) | 段差の解消を行うことで、車いすでの作業が可能になり。杖なしで長時間の作業ができるようになる。 |









平面図（例



1. 手すりの取り付け　Ｌ800
2. 吊元の変更
3. 床材の変更
4. 段差の解消　Ｈ30
5. 手すりの取り付け　Ｈ800

◎添付写真撮影時の注意点（**改修前の写真に不備があると取り直しの際にトラブルになることが予想されますので、十分ご注意ください。**）

・**写真は必ず日付入りのもの**を添付してください。

　（日付機能入りのカメラで撮影するか、黒板等に日付を記入し写真に写しこんでください）

・改修前と回収後を同じアングルで撮影し、一見して比較できるようにしてください。

・改修個所に物が置いてある場合は、必ずよけてから撮影してください。

なお、改修項目ごとの注意点は以下のとおりです。

○手すりの設置

・改修前は、手すりを取り付ける壁の写真を撮影し、設置予定個所がわかるように赤ペン等で線を引いた写真を用意してください。

・改修後は、取り付けた手すりが全部写るように撮影してください。階段に手すりを設置する場合は、一枚で撮影しきれないと思われますので、何枚かに分けて撮影個所全体の写真を撮影してください。

○段差解消の写真

・既存の床面と回収前後の段差の状況が明らかにわかるアングルで撮影してください。例えば戸当たりの撤去の場合は、全体の写真に加えてメジャーや定規で段差の高さを測定した写真を添付してください。

○床材の変更

・床面積が広い場合は一枚で撮影しきれないと思われますので、何枚かに分けて撮影個所全体の写真を撮影してください。

・物を置いていない状態で写真を撮影して下さい。

○扉の変更

・改修前・後ともに、扉全体（壁や戸当たりを含む）の写真を閉まっている状態と開いている状態それぞれ撮影してください。

　　年　　月　　日

住宅改修の承諾書

（住宅所有者）

住　所

氏　名

被保険者との関係

日中連絡が取れる連絡先　　　　（　　　）

私は、下記表示の住宅に、（被保険者氏名）　　　　　　　　　　　　　が

別紙「介護保険住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行うことを承諾いたしま

す。

住宅改修を行う住宅（所在地）

* 承諾について、市役所から確認の電話をする場合があります。

　　年　　月　　日

介護保険住宅改修工事変更届

千歳市長　　様

（理由書作成者）

事業所名

氏　　名

連絡先（電話）

先に提出した「住宅改修理由書」の内容に、施工段階において、軽微な変更が生じたので、下記のとおり提出します。

記

１　変更の理由（概要）

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |

２　変更内容の要点

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 改修箇所 | 変更前 | 変更目的 | 変更内容 | 備考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

　※「変更目的」には、以下の項目から該当するものを番号で記入してください。

　　１　自立生活支援のため　　２　動作の安定、安全の確保　　３　動作の容易性

　　４　介護の容易性　　５　用具使用のため　　６　その他（具体的な目的を備考欄に記入）

３　改修内容変更の確認と同意

|  |
| --- |
| 　上記住宅改修の変更内容について、説明を受け、了承しました。被保険者本人または家族等の署名　：　　　　　　　　　　　　　　　　 |

４　添付書類

1. 改修内容が分かる図面　②　改修工事費見積内訳書　③　その他関係書類

※この様式に記載しきれない場合は、独自で作成した書類を添付することも可です。

介護保険住宅改修中止届

　　年　　月　　日

千歳市長　　様

（理由書作成者）

事業所名

氏　　名

連絡先（電話）

　　年　　月　　日付で通知（住宅改修事前確認申請の結果について）を受けた住宅改修については、下記の理由により住宅改修を行わないこととなりましたので届出します。

記

**１　被保険者**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | 　　　 | 被保険者番　　号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 住　所 | 千歳市 |

**２　住宅改修中止の理由**

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |



**10．住宅改修 Q&A**

このＱ＆Ａは、主に平成１２年４月２８日付厚生省老人保健福祉局老人保健課事務連絡「介護報酬に係るＱ＆Ａ Ｖｏｌ．２」等の文書や、独立行政法人福祉医療機構が運営するＷＡＭ ＮＥＴ（ワムネット）に掲載された厚生労働省のＱ＆Ａから抜粋したものです。

※改正等により変更になる場合もあります。ご注意ください。

※あくまで千歳市の判断基準であり、保険者によって判断が異なる場合があります。

1. **手すりの取付け**

【手すりの形状】

Ｑ：手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もあるが､住宅改修の支給対象となるか。

Ａ：支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状況に応じて手すりの形状を選択することが重要。

【手すりの取替工事】

Ｑ：以前に設置した手すりが老朽化したことから、手すりを撤去し、新たに手すりを設置する場合は、対象となるか。

Ａ：単に老朽化したとの理由であれば認められない。なお、既存の手すりを身体状況に合わせて付け替える場合には、住宅改修の対象となる。

【日常生活上必要な手すり１】

Ｑ：庭の手入れや洗濯物を干すために屋外に手すりを取り付ける工事は、住宅改修の対象となるか。

Ａ：住宅改修は「日常生活上、必要なもの」を対象とする。庭の手入れは本人にと　　っては習慣かもしれないが、それを行わなくても、日常生活に支障は生じないため、「日常生活上、必要なもの」の範囲とは言えない。洗濯物を干す行為は「日常生活上、必要なもの」の範囲にあるため、住宅改修の対象となる。

【日常生活上必要な手すり２】

Ｑ：仏壇へ線香をあげるために仏間へ移動や、趣味で利用しているアトリエへ移動するために手すりを取り付ける工事は、住宅改修の対象となるか。

Ａ：住宅改修は「日常生活上、必要なもの」を対象とする。上記を行わなくても、日常生活に支障は生じないため、「日常生活上、必要なもの」の範囲とは言えないため、住宅改修の対象外となる。仕事にかかわるものも原則対象外だが、店舗の入り口を通らないと外出できないなどの理由がある場合は個々の事情を基に判断する。

【他の機能が付属した手すりについて】

Ｑ：棚やペーパーホルダーと一体型の手すりは住宅改修の対象となるか。

Ａ：棚やトイレットペーパーホルダーの取り付け部分と一体型のものは取付部分については、手すりの範囲を超えているため、手すり部分のみが対象となる。その際、棚やペーパーホルダーと手すりの金額を按分して見積書・内訳書に記載してください。

**（２）段差解消**

【玄関から道路までの通路1】

Ｑ：玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は、住宅改修の支給対象となると解してよいか。

Ａ：貴見のとおり。対象となる工事の種類は、道路までの手すりの設置、道路までのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。

【玄関から道路までの通路2】

Ｑ：玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。

Ａ：玄関の上がり框への式台の設置等と同様に､段差の解消として支給対象となる。

【浴槽の段差解消】

Ｑ：平成12年12月に住宅改修の種類が、「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが､これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替えも「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。

Ａ：浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものと考える。

【スロープ設置】

Ｑ：居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃き出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、道路までの通路にスロープを設置する工事は対象となるのか。

Ａ：玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。また、スロープの幅は一律には定めていないが、歩行ならば90ｃｍ、車椅子ならば120ｃｍが一般的である。なお、介護保険の対象は、被保険者が日常動作のために必要な範囲のみとなるため、必要と認められる範囲外は自己負担となる。

【浴室の段差解消】

Ｑ：床段差を解消するために浴室用にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。

Ａ：浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ(浴室内に置いて浴室の床の段差の解消できるものに限る)に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。

【ユニットバスによる段差解消】

Ｑ：身体状況上必要性がある場合、ユニットバスを設置することは支給対象となるか。

Ａ：段差の解消や、床材の変更等、個別の状況に応じて支給対象となる。ただし、支給対象の部分について、見積書や工事内訳書で明確に提示する必要がある。また、支給対象部分について、工事一式というように表示されている場合は、面積で按分して算出しなければならない。

【踏み面を広げる工事】

Ｑ：外階段の踏み面が狭く踏み外す可能性があるため、蹴上げの高さは変えずに踏み面を広げて、階段の角を緩やかにする工事は給付対象か。

Ａ：蹴上げの高さが変わらないことから、段差解消の工事とならない。

【段差解消に伴う付帯工事】
Ｑ：脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置（住宅改修に係るものに限る。）を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、住宅改修の段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。

1. 水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなった。この場合の水栓の蛇口の位置の変更。
2. 浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事
3. 上記②の場合、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合､浴槽の改修又は取替えの工事。

Ａ：①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。

【上がり框の段差解消】

Ｑ：上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を２段にしたりする工事は支給対象となるか。

Ａ：式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を２段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。

【段差解消機等の設置】

Ｑ：昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。

Ａ：昇降機、リフト、段差解消機等といった動カにより床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式または据置式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。

1. **床材または通路面の材料変更**

【床材表面の加工】

Ｑ：滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝を付けるなど)は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたりカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。

Ａ：いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。

【通路面の材料変更1】

Ｑ：通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。

Ａ：例えば、砂利道のコンクリート舗装、アスファルト舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。

【通路面の材料変更2】

Ｑ：通路面について、滑り防止を図るための舗装材への加工(溝をつけるなど)や移動の円滑化のための加工(土舗装の転圧など)は、住宅改修の支給対象となるか。

Ａ：いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。

1. **扉工事**

【扉の取替え】

Ｑ：既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。

Ａ：既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。

【扉の開き、ドアノブの変更等】

Ｑ：扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。

Ａ：扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状況に含わせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の支給対象となる。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。

【扉の交換に伴うトイレの拡張工事】

Ｑ：トイレの扉交換（引き戸⇒引き戸）を行うが、引き戸にするためにはトイレ自体が狭いので、壁を壊してトイレを拡張したい。付帯工事として認められるか。

Ａ：申請者の身体状況に応じて実施される扉の交換は対象となるが、トイレの拡張工事は付帯工事の域を超えているため、対象外となる。

1. **洋式便器への便器取り替え工事**

【洋式便器の改修工事1】

Ｑ：和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは住宅改修の支給対象となるか。

Ａ：商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば､「洋式便器等への便器の取り替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。ただし、洗浄機能等を利用するための電源工事は対象外となる。

【洋式便器の改修工事2】

Ｑ：リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取り替えとして支給対象となるか。

1. 洋式便器をかさ上げする工事
2. 便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合
3. 補高便座を用いて座面の高さを高くする場合

Ａ：①支給対象となる。
②既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように、当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取り替えとして住宅改修の支給対象として差し支えない。
③住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。

**（６）その他**

【間取りが変わるリフォーム】

Ｑ：間取りが変わる大規模なリフォームは住宅改修の対象となるか。

Ａ：間取りごと変わる工事は増改築に当たると考えられ、工事前に改修が必要だと思われる場所が全く別の場所に変わるような工事は必要な箇所に最適な工事を施す住宅改修の理念から外れるため対象とならない。

【住宅新築竣工日以降の住宅改修】

Ｑ：住宅の新築は住宅改修とは認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。

Ａ：竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。

【賃貸住宅退去時の改修費用】

Ｑ：賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。

Ａ：住宅改修の支給対象とはならない。

【賃貸アパート共用部分の改修費用】

Ｑ：賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。

Ａ：賃貸アパート等の集舎住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えるが、洗面所やトイレが共同となっている場合など当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行なうことは可能であり、支給対象となる。

【分譲マンション共用部分の改修費用】

Ｑ：分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。

Ａ：賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えられるが、マンションの管理規定やほかの区分所有者の同意(区分所有法による規定も可)があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。

【一時的に身を寄せている住宅の改修費用】

Ｑ：要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場含、介護保険の住宅改修を行なうことができるか。

Ａ：介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は、一義的には介護保険証の住所が住所地となる。

【領収書（工事金額）の端数の取り扱い】

Ｑ：受領委任払いを利用する場合、保険者負担分と被保険者負担額（自己負担額）の端数はどのように処理するか。

Ａ：計算上１円未満の端数がある場合は、被保険者が負担となる。

【例】工事費用10,004 円（税込）の場合（被保険者1 割負担）

 保険者負担分：10,004円×0.9（9 割）＝9,003.6円 ⇒9,003円（1 円未満端数切捨て）自己負担額：10,004円-9,003 円＝1,001円

【入院中または介護認定申請中の住宅改修】

Ｑ：入院中または介護認定申請中に住宅改修をすることは可能か。

Ａ：可能である。ただし、退院できずに自宅に戻れなくなった、または介護認定がつかず非該当となった場合は全額、自己負担となる。